

住宅相談
 (新築、増改築、耐震改修、高齢者・障害者の住宅改善、バリアフリー)
 6月18日(木)
 時午後1時30分～3時
 場役場 西会議室
 担 今月の相談員

行政相談
 (国の行政全般についての苦情相談、意見)
 6月23日(火)
 時午後1時～3時
 場役場1階 町民相談コーナー
 担 行政相談委員

消費生活相談
 (契約や商品の品質、クレジット等の債務についての相談)
 日 月～金曜日(祝日等は除く)
 時 午前9時～午後4時
 場役場1階 消費生活センター
 担 防災地域支援課 ☎ ☎ 354

法律相談
 (不動産、離婚、労働等)
 6月16日(火)
 時 午前9時～正午
 場役場1階 町民相談コーナー
 担 弁護士 数5人 申事前予約
 問 防災地域支援課 ☎ ☎ 354

申事前予約
 問 都市政策課 開発建築担当 ☎ ☎ 253

黒澤道好 **岡部健二**

相続等相談
 (相続、離婚関係)
 6月12日(金)
 時 午前9時～正午
 場役場1階 町民相談コーナー
 担 行政書士

債務整理・成年後見・相続登記等相談
 6月19日(金)
 時 午後1時～3時
 場役場1階 町民相談コーナー
 担 司法書士

教育相談
 (子供の教育上の諸問題)
 日 月～金曜日(祝日等は除く)
 時 午前9時～午後4時30分
 担 相談室専門員・常任相談員
 問 教育相談室 ☎ 72-6859
 ☎ フリーダイヤル 0120-88-4153

知的障害者相談
 時 いつでもお電話ください。
 担 相談員 内田静子 ☎ 74-0130

身体障害者相談
 時 いつでもお電話ください。
 担 相談員 安野育男 ☎ 73-1221
 担 相談員 関口興藏 ☎ 74-0183

高齢者総合相談
 高年齢者や介護保険に関する相談です。
 日 月～金曜日(祝日等は除く)

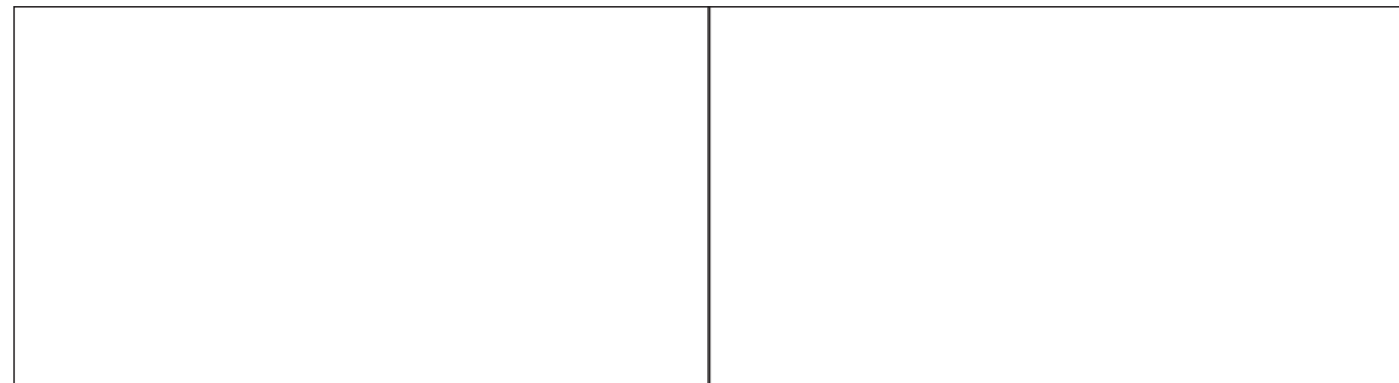
こころの健康相談
 (引きこもり、うつ、お酒、ストレス等)
 6月5日(金)
 時 午後1時30分～2時30分
 場 小川町役場
 担 精神科医、保健師
 申 事前予約
 問 健康福祉課 保健衛生担当 ☎ ☎ 157、158

健康福祉課 保健衛生担当
 他 保健師による相談は随時行っています。

税務相談
 (資産運用相談、事業経営相談、その他)
 6月9日(火)
 7月14日(火)
 時 午前10時～正午
 場役場1階 町民相談コーナー
 担 税理士
 協 関東信越税理士会東松山支部
 申 事前予約
 問 税務課 ☎ ☎ 131

身近な就職相談
 6月17日(水)
 時 午前9時～正午
 場役場1階 町民相談コーナー
 担 就職相談員
 申 事前予約(空きがあれば当日受付可)
 問 にぎわい創出課 ☎ ☎ 231

6月の日本語教室(無料)
 様々な国から来た人たちが参加しています。楽しく日本語を学びましょう！
 ぜひ、気軽に来てみてください。全く日本語を話せない人も大歓迎です！
 期日 昼の部 8日・22日(月) 時間の部 午前10時～12時 夜の部 16日(火) 時間 午後7時～9時
 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日程を変更する場合があります。事前に防災地域支援課へ確認のうえ、ご参加ください。
 場所 リリックおがわ2階 問合せ 防災地域支援課 電話 内線 353



その電話！ 給付金を装った詐欺かもしれません！

町の職員などがATMの操作をお願いすることは絶対にありません！
 給付金の申請のために手数料の振込を求めることは絶対にありません！

もしかして？不安になったらすぐ電話！消費者ホットライン188

「身に覚えのない商品が送られてきた」、「助成金があるので個人情報や口座情報を教えてほしい」などの新型コロナウイルスの感染拡大に関連したトラブルで困っていませんか？
 そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。



消費者庁 消費者ホットライン188
 イメージキャラクター「イヤヤン」

一人で悩まず、まずは相談
 大切なのは、すぐに相談することです。
 困ったときは、一人で抱え込まないで「消費者ホットライン「いやや」(局番なしの188)」までお電話を「泣き寝入りは超いやや(188)！」で覚えてね！

問合せ 防災地域支援課 地域支援担当 ☎ ☎ 354

新婚生活・空き家活用を応援します

小川町結婚新生活支援事業補助金【上限：30万円】

対象夫婦 令和2年1月1日～12月31日までの間に婚姻した夫婦で、婚姻日の年齢がいずれも34歳以下、かつ夫婦の前年分の所得合算額が340万円未満等
対象経費 令和2年1月1日～令和3年2月28日までの間に支払った住居の取得費、賃借料、引越費用
補助件数 10世帯(先着)

問合せ にぎわい創出課観光・地域PR担当 ☎ ☎ 234、235

※詳しくはこちらのQRコードより



小川町空き家活用促進事業補助金【上限：40万円】

対象住宅 小川町空き家バンクに登録された戸建て住宅
対象者 対象住宅のリフォーム工事完了後5年以上、その住宅に定住することが確実な方
対象工事 補助決定後に町内業者による内外装のリフォーム工事等
補助額等 対象住宅のリフォーム工事の場合、上限20万円補助(対象工事費の2分の1以内)
 *申請者または対象地区の要件に合う場合は加算もあります。

*加算額の上限：20万円

*予算の範囲内で補助するため、申請者数によって補助できない場合があります。

問合せ 都市政策課 開発建築担当 ☎ ☎ 253、254

※詳しくはこちらのQRコードより

